

トンネル建設工事の切羽付近における作業環境等の改善のための 技術的事項に関する検討会開催要綱

1 趣旨・目的

ずい道等建設工事において、新たな工法の普及、機械の大型化等により粉じんの発生の態様が多様化していること等の状況に応じた的確な対策の推進が、引き続き求められており、平成 25 年に策定された第 8 次粉じん障害防止総合対策においても、重点事項として定められている。

このため、トンネル建設工事の作業環境を将来にわたってよりよいものとする観点から、最新の技術的な知見等に基づき、簡便かつ負担の少ない正確なトンネル切羽付近の粉じん濃度測定・評価方法について検討し、作業環境を把握するためのより適切な手法の選択肢を広げ、確立することにより、作業環境管理及び健康障害防止に繋げることを目的として、厚生労働省労働基準局安全衛生部長の下に学識経験者、実務経験者等の専門家の参集を求め、「トンネル建設工事の切羽付近における作業環境等の改善のための技術的事項に関する検討会」を開催する。

2 検討事項

- (1) 切羽付近の粉じん濃度の測定方法及び測定結果の評価方法について
- (2) 作業状況、地山の状況、切羽付近の粉じん濃度等、記録すべき事項について
- (3) 切羽付近の作業環境の改善方法について
- (4) 呼吸用保護具（フィルター）の適切な管理について
- (5) 労働者の教育について
- (6) その他必要と認められる事項

3 構成・運営等

- (1) 本検討会は、厚生労働省労働基準局安全衛生部長が、別紙の学識経験者、実務経験者の参集を求めて開催する。
- (2) 本検討会に座長 1 名を置き、座長は議事を整理する。座長は、参集者の互選により選出する。
- (3) 本検討会に、座長を補佐し議事の整理を補助する者として、副座長を若干名置くことができる。副座長は、座長が指名する。
- (4) 本検討会においては、必要に応じ（1）の参集者以外の学識経験者、実務経験者等からヒアリングを行うことがある。
- (5) 本検討会の事務は、厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課環境改善室において行う。
- (6) 本検討会の議事は原則公開とする。ただし、個人情報、個別企業等に係る案件を取り扱うときは非公開とする。
- (7) この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座長が厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課環境改善室と協議の上定める。